

平成29年6月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成 29 年 6 月 12 日、午前 9 時 30 分久留米市農業委員会総会を商工会館 5 階に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	青柳 一男 委員		2 3 番	古賀 義近 委員	
2 番	飯田三津雄 委員		2 4 番	藤原 昇一 委員	
3 番	笠 幸夫 委員		2 5 番	横溝 哲夫 委員	
4 番	城戸 新 委員		2 6 番	石井 孝雄 委員	
5 番	古賀 誠一 委員		2 7 番	高山 憲行 委員	
6 番	田中 祥晃 委員		2 8 番	柳 壽祥 委員	
7 番	吉富 巧 委員	欠席	2 9 番	土師 哲夫 委員	
8 番	安徳 高輔 委員	欠席	3 0 番	田中 弥生 委員	
9 番	深川 嘉穂 委員		3 1 番	日比生和雄 委員	
1 0 番	諸藤 澄夫 委員		3 2 番	権藤 年明 委員	
1 1 番	山口 好秀 委員		3 3 番	野村 邦昭 委員	
1 2 番	一木 英司 委員		3 4 番	久佐木利光 委員	
1 3 番	森崎 巨樹 委員	欠席	3 5 番	猪口 峯子 委員	
1 4 番	緒方 義範 委員		3 6 番	菰田 盛行 委員	
1 5 番	池田 三喜 委員		3 7 番	松延 洋一 委員	
1 6 番	田中 正満 委員		3 8 番	納戸 勝浩 委員	
1 7 番	豊福 茂敏 委員		3 9 番	佐藤 豊 委員	
1 8 番	野村 泰徳 委員		4 0 番	市川 範子 委員	
1 9 番	原 一夫 委員		4 1 番	合戸 利弘 委員	
2 0 番	青木美千子 委員		4 2 番	末松 活幸 委員	
2 1 番	吉岡 正博 委員		4 3 番	中島 邦博 委員	
2 2 番	北川 玲子 委員		4 4 番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は 9 名である。

議長 それでは、6月の農業委員会総会を開催いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転。

第1選挙区、1番、2番の2件です。

第2選挙区、3番、4番の2件です。

2ページをお願いいたします。

第3選挙区、5番、6番の2件です。

第4選挙区、7番の1件です。

3ページをお願いします。

第6選挙区、8番の1件です。

第7選挙区、9番の1件です。

賃借権設定。

第2選挙区、10番の1件です。

4ページをお願いいたします。

第5選挙区、11番の1件です。

第7選挙区、12番の1件です。

なお、10番及び12番につきましては、下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項1号において、権利の取得後における耕作の需要が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもので認められる場合は例外とするとされております。今回の申請は、イチゴの栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、1番から12番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各項の審査基準について、別紙審査表を配付し地域審査会でも説明を行ってまいりましたが、審査表のとおり不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 10 号及び 12 番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について地元副会長より報告をお願いいたします。

審議番号 10 番は第 2 選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。

あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**諸藤副会長** それでは、審議番号 10 番の新規就農の件で地域審査会において、ヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人は、現在、三潞町玉満にお住まいになっており、今回、大善寺地区の農地を借り受けて農業を始める予定です。営農計画はハウスにてイチゴを作られる予定です。農業経験は、農業大学校で 1 年間学ばれた後、三潞町のイチゴ農家のもとで 1 年間研修を受けられています。

就農後の相談相手は、研修を受けた三潞町の指導農家や土地所有者へ相談を行うというふうになっております。農機具については、トラクターは所有者から借り受け、軽ワゴン車と管理機は購入される計画となっております。

今回、農地の耕作面積が大善寺町の下限面積 40 アールを満たしておりませんが、イチゴのハウス栽培ということで、集約的に経営が行われるものと判断し、農地法の例外規定を適用したものであります。ヒアリングの結果、本人のやる気も見受けられ、地域審査会で問題ないと判断しております。

以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

**廣重副会長** それでは、続きまして第 7 選挙区のほうから説明をいたします。

審議番号 12 番の新規就農の件で三潞地域審査会においてヒアリングを実施しましたので報告をさせていただきます。

申請人は、現在、荒木町に住んでおり、今回、三潞町の農地を借り入れて農業を始める予定です。営農計画はイチゴを育てる予定です。ハウス等の設備は土地所有者の\*\*\*\*氏から借り入れ、また、同時に技術指導を受けることになっております。

実家は非農家ということで、営農経験はほとんどありませんが、大善寺のイチゴ農家のもとで一年間研修を受け、そのほか普及指導センターなどから営農の知識を学ばれており、このほど市の青年等就農計画に基づいた認定を受ける予定となっております。

農機具につきましては、トラクター、乗用管理機、動噴を\*\*\*\*氏より借り入れています。また、軽トラックを近日中に購入されるということです。

また、今回は耕作権の取得面積が1,827㎡ということで、三潁町の下限面積50アールを満たしておりませんが、イチゴのハウス栽培ということで集約的に経営が行われるものと判断をし、農地法に定める例外規定を利用したものであります。ヒアリングをした結果、本人のやる気が見受けられ、また次世帯農業の担い手として活躍を見込めるため、地域審査会では問題ないと判断をしております。

以上、報告を終わります。よろしく願いをいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

北川委員 すみません。どちらの報告の方にもお尋ねしたいと思います。新しく農業をされるということで、年齢を。

事務局 大善寺の農地を借りられる方が三潁町の方で37歳。それと、審議番号12番の\*\*\*\*氏につきましては、31歳ということです。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番の1件です。

1番、申請地、宮ノ陣若松、田、畑、3筆、合計415m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

第3選挙区、2番の1件です。

2番、申請地、大橋町常持、河川敷4,000m<sup>2</sup>、申請地を取得し、露天資材置き場の敷地として活用するものです。

6ページをお願いします。

第4選挙区、3番、4番の2件です。

3番、申請地、田主丸町志塚島、畑、3筆、合計862m<sup>2</sup>、申請地を取得し、貸露天資材置き場として利用するものです。2筆につきましては、農地法は1種農地となっておりますが、近隣の土地と同一事業に供するものであり、不許可の例外を適用しております。

4番、申請地、田主丸町牧、畑、196m<sup>2</sup>、申請地を取得し、有料老人ホームの敷地を拡張するものです。

第5選挙区、5番の1件です。

5番、申請地、北野町中川、田、1,219m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農業用倉庫を建築するものです。農地区分は農用地となっておりますが、農地利用計画において、指定された用途に供するものであり、不許可の例外を適用しております。

第6選挙区、6番から、7ページ、8番までの3件です。

6番、申請地、城島町江上本、畑、188m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、隣接土地と同一事業に供するものであり、不許可の例外を適用しております。

7ページをお願いします。

7番、申請地、城島町下青木、田、342m<sup>2</sup>、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外を適用しております。

8番、城島町江上本、田、6筆、合計1,976m<sup>2</sup>、申請地を取得し、事務所及び露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外を適用しております。

なお、審議番号2番、5番、8番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーの1番です。申請地は西鉄学校前駅から北東へ、約200m、宮ノ陣中学校から東へ約600mのところに位置します。転用目的は分家住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内に鉄道の駅がある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、室内に新設する溜桝を経由し、北側道路方向へ放流になります。汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用について支障が無いものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

**野村副会長** 説明いたします。審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

申請地は大橋小学校から西へ約1mのところに位置します。転用目的は露天資材置き場の敷地を拡張するものであります。農地区分については、農用地区域内農地以外であり、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断しております。

雨水排水については、敷地内に新設する側溝及び溜桝を経由し、西側の水路へ放流されます。汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、周囲にL型擁壁を新設して、土砂の流出を防ぐ計画となつて

おります。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得てあります。審査会において、現地調査を実施し、転用について支障ないものと判断しております。審議よろしくお願いたします。

**柳 副会長** 第4選挙区の説明をします。審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

申請地は田主丸総合支所から西へ約2.3km、川会小学校から東へ約600mに位置します。転用目的は、申請人が取得後、自身が役員をつとめる会社が利用する為の貸露天資材置き場となっております。農地区分については、申請地のうち2筆が10ヘクタール以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、今回の転用目的は隣接土地と同一事業に供するものであるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

残りの1筆については、農用地区域内農地以外で甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側水路及び敷地内に新設する側溝を経由して、北側水路へ放流されます。雨水生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設及び敷地境界より2m程度の緩衝地を設け、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号4番について説明をいたします。地図ナンバーは4番です。申請地は川会小学校から西へ約1km、大橋小学校から東へ約1.4kmのところ position します。転用目的は有料老人ホーム敷地を拡張するものです。申請地の一部に砂利を敷いてありましたので、始末書付きの申請となっております。農地区分については、農用地区域内農地以外で甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜枿を経由し東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し東側道路側溝へ放流されます。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。



以上、2件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**日比生副会長** 続きまして、第5選挙区でございます。審議番号5番でございます。地図も5番でございます。申請地は西鉄の金島駅から北へ約550m、神代病院から南へ200mのところと位置いたします。転用の目的は、農業用倉庫を建築するものです。農地区分につきましては、農用地であります。転用目的が農振法第8条第4号に規定します農用地利用計画において、指定された用途に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設いたします側溝及び溜桝を經由し南側の県河川へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、くみ取り式を設置する計画でございます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水承諾につきましては、放流先の県河川において水利権が生じないため床島堰土地改良区から承諾不要と回答を得ております。

以上、1件につきまして、地域審査会、現地を確認いたしまして、転用につきましては、支障がないものと判断をいたしましたところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**松延副会長** 続きまして、第6選挙区より審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーも6番です。申請地は市立江上小学校から南西へ約1.2kmのところと位置します。転用目的は申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものですが、申請地内に既に小屋の建築が行われておりましたので、始末書付きの申請となっております。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が隣接地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設溜桝を經由後、北側水路及び東側水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、新設の合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにて防除する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。意見書については、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーも7番です。申請地は市立青木小学校から南へ約1.1kmのところに位置します。転用目的は申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資するものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水につきましては、自然流下の後、西側水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、西側水路へ放流されます。被害防除につきましては、既設及び新設のコンクリートブロックによる計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。意見書については、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーも8番です。申請地は市立江上小学校から北へ約1.2kmのところに位置します。転用目的は申請地を借り受けて、事務所及び資材置き場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設溜柵を経由後、東側水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、新設の合併浄化槽を設置し、東側水路へ放流されます。被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにて防除する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長と筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。意見書については、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

第6選挙区の案件についての内容は以上となります。また、これらの案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑の

ある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。  
続きまして、「第3号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者  
名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、8ページをお願いいたします。  
「第3号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録  
申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ  
れましたので付議いたします。  
第3選挙区、1番の1件です。  
1番、申請人、善導寺町与田、\*\*\*\*、経営面積 378,104 m<sup>2</sup>、農用地利用集積計  
画に従い利用するものと認められます。  
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある  
方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 まず始めに、第4号議案の9ページ、第4選挙区の審議番号2番、こちらにつきましては、\*\*\*\*氏と新しく買われる方の利用権が既に入っております、あっせん委員の指名をする必要がない案件でございましたので、第9ページの第4号議案、審議番号2番につきましては、取り消しというところでお願いいたします。

では、9ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、1番の1件です。

1番、申出人、藤山町、\*\*\*\*、所有者からの申し出です。対象地は藤山町、田、566㎡、あっせん委員は、古賀誠一委員、城戸新委員です。

第3選挙区、3番の1件です。

3番、善導寺町島、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象地は善導寺町飯田、田、1,264㎡、あっせん委員は田中正満委員、池田三喜委員です。

10ページをお願いいたします。

第5選挙区、4番の1件です。

4番、申出人、北野町高良、\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。対象地は北野町高良、田、685㎡、あっせん委員は権藤年明委員、猪口峯子委員です。

以上、説明を終わります。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページをお願いいたします。

「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められたので付議します。

1 番、所有権移転 8 件、2 番、利用権設定（通年作）、1,227 件、3 番、利用権設定  
（期間借地）、63 件。

12 ページのほうをお願いいたします。

1、所有権移転、第1選挙区、1番の1件です。

1 番、所在地、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、田、2 筆合計 3,087 m<sup>2</sup>、推進機構  
への売り渡しです。

第3選挙区、2番の1件です。

2 番、所在地、善導寺町与田、善導寺町飯田、善導寺町島、田、畑、7 筆合計  
9,517 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

13 ページをお願いします。

第4選挙区、3番の1件です。

3 番、所在地、田主丸町中尾、田、3,084 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

第5選挙区、4番、5番の2件です。

4 番、所在地、北野町鳥巢、田、2 筆合計 1,124 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

5 番、所在地、北野町守部、田、2 筆合計 6,651 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

第6選挙区6番の1件です。所在地、城島町浮島、田、870 m<sup>2</sup>、推進機構からの借  
り入れです。

14 ページをお願いします。

第7選挙区、7番、8番の2件です。

7 番、所在地、三潴町西牟田、田、4 筆合計 3,648 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れで  
す。

8 番、所在地、三潴町高三潴、田、2 筆合計 2,718 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れで

す。

なお、審議番号6番及び7番は、申請者みずからが構成員となっている農地所有適格法人に全ての農地を貸し付けており、下限面積を満たしておりませんが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号により、みずからが構成員となっている農地所有適格法人への貸し付けを前提とする農地の権利取得を行うものについては、例外的に認められるとされていることから、今回、この例外規定を適用しております。

なお、この2点の耕作面積につきましては、貸し付ける法人の耕作面積を記載させていただいているところでございます。

15ページをお願いいたします。

2番、利用権設定（通年作）、こちらにつきましては、総計のみ説明させていただきます。

右下のほうになります。

総計、契約件数1,227件、筆数4,244筆、設定面積5,502,171.58㎡。

16ページをお願いします。

3、利用権設定（期間借地）、こちらについても、総計のみ説明させていただきます。契約件数63件、筆数153件、設定面積349,727㎡。

以上、所有権移転、1番から8番及び利用権設定の通年作、1,227件、期間借地63件の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考えております。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知出します。

続きまして、報告1号に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業にかかわるあっせん申出の取り下げについて」

までを一括して議題といたします。事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了したいと思います。したがって、報告第1号から報告第5号までの報告までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に一任されたいと思います。異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により42番、末松活幸委員、16番、田中正満委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。